

市川市告示第 191 号

指定納付受託者の所在地変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定により次のとおり指定納付受託者の所在地変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 15 日

市川市長 田 中 甲

1 届出のあった指定納付受託者の名称

株式会社トラストバンク

2 届出の内容

所在地の変更

（変更前）東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

（変更後）東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号

3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入

オンライン申請での各種証明書の発行手数料等

4 変更した日

令和 8 年 7 月 21 日